



県 章

滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）
1 2 月 2 8 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
※外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
※琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（税政課）	5
※滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例（下水道課）	5
※滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（自然環境保全課）	5
※滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	6
※滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例（総務課）	6
※滋賀県立少年自然の家を設置および管理に関する条例を廃止する条例（生涯学習課）	7
※滋賀風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例（生活環境課）	7

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 屋外広告物法ならびに滋賀県屋外広告物条例および条例の施行のための規則に基づく屋外広告物の許可等に関する事務について、日野町および愛荘町においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 2 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 3 ガス事業法に基づく立入検査等に関する事務について、日野町においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 4 電気用品安全法に基づく立入検査等に関する事務について、日野町においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 5 家庭用品品質表示法に基づく家庭用品品質表示に関する事務について、日野町においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 6 砂利採取法に基づく採取計画の認可等に関する事務について、高島市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 7 騒音規制法、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令および特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく地域の指定等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 8 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 9 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく措置の勧告等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 10 振動規制法および振動規制法施行規則に基づく地域の指定等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 11 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 12 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく建築の許可等に関する事務について、近江八幡市においても新たに処理することとしました。（別表関係）
- 13 その他

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。ただし、(3)は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 一般の派遣職員の派遣の期間中に支給する給与の支給割合を100分の100以内で設定できるようにすることとしました。（第4条関係）

2 企業職員または技能労務職員である派遣職員の派遣の期間中に給与を支給する場合を、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときに限定することとしました。（第8条関係）

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 この条例の施行後5年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしました。（付則第6項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例（条例第46号）

1 水環境科学館の廃止に伴い、滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 野鳥の森ビジターセンターを廃止することとしました。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 滋賀県上水道供給事業について、その名称を滋賀県水道用水供給事業に改めることとしました。（第1条関係）

2 滋賀県水道用水供給事業の施設について、南部上水道と東南部上水道を統合し、新たに湖南水道を設置することとしました。（第2条関係）

3 その他

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 基本料金および使用料金の料率を改定することとしました。（第5条関係）

2 その他

(1) この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例（条例第50号）

1 少年自然の家を移管することに伴い、滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととしました。（第10条関係）

2 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面会の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業については、県内全域において営んではならないこととしました。（第10条関係）

3 この条例は、平成23年1月1日から施行することとしました。

条 例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第43号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表 (9) の項中「彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、竜王町、豊郷町、甲良町および多賀町」を「市町（大津市、守山市および米原市を除く。）」に改め、同表 (13) の項中「および近江八幡市」を削り、同表 (20) の項中「（日野町を除く。）」を削り、同表中 (23) の項を削り、(22) の 2 の項を (23) の項とし、同表 (34) の項中「（日野町を除く。）」を削り、同表 (35) の項中「（その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに関するものに限る。）」を削り、同項アおよびイを次のように改める。

ア 次に掲げる事務（その主たる事務所および店舗が一の市町内のみにあるものに係るものに限る。）	
（ア）法第 4 条第 1 項の規定による指示	
（イ）法第 4 条第 3 項の規定による公表	
（ウ）法第10条第 1 項の規定による申出の受理	
（エ）法第10条第 2 項の規定による調査	
（オ）法第19条第 2 項の規定による報告の徴収	
イ 法第19条第 2 項の規定による立入検査	

別表 (35) の項ウおよびエを削り、同項中「（日野町を除く。）」を削り、同表 (36) の項を次のように改める。

(36) 削除	
---------	--

別表 (45) の 2 の項中「湖南市」の右に「、高島市」を加え、同表 (46) の項および (53) の項中「および近江八幡市」を削り、同表 (55) の項中「（近江八幡市を除く。）」を削り、同表 (55) の 2 の項、(56) の項および (59) の 2 の項中「および近江八幡市」を削り、同表 (59) の 3 の項イ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改め、同項ニ中「第 8 条第 2 項」を「第 8 条第 4 項」に改め、同表 (67) の項中「近江八幡市および」を削り、同表 (68) の項中「彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、東近江市および米原市」を「市（大津市、甲賀市および高島市を除く。）」に改める。

付 則

- この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中 (23) の項を削り、(22) の 2 の項を (23) の項とする改正規定および同表 (59) の 3 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の別表に規定する事務に係る法令、条例もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまた

はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表に規定する市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為または当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第44号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「には」を「には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条本文中「には」を「には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に改め、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。
 - (1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100
 - (2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70
 - (3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40
- 3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、または派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、または派遣の期間が更新された日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項にお

いて「新支給割合」という。)が、これらの日において改正前の第 4 条第 1 項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成23年 9 月30日まで 100 分の 100
- (2) 平成23年10月 1 日から平成24年 9 月30日まで 100 分の70
- (3) 平成24年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで 100 分の40

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第45号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項中「この条例の施行後」を「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第45号）の施行後」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第46号

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立水環境科学館の設置および管理に関する条例（平成 5 年滋賀県条例第16号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第47号

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表滋賀県立野鳥の森ビジターセンターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第48号

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 滋賀県水道用水供給事業

第 2 条第 3 項中「滋賀県上水道供給事業」を「滋賀県水道用水供給事業」に、「上水道の」を「水道の」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	給 水 区 域	1 日 の 給 水 能 力
湖 南 水 道	近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市（平成17年 2 月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。）、日野町、竜王町	198,800 立方メートル

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第49号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「滋賀県上水道供給事業」を「滋賀県水道用水供給事業」に改める。

第 5 条第 4 項の表を次のように改める。

名 称	給 水 区 域	種 別	料 率
	草津市、守山市、栗東市、野洲市、	基本料金	基本水量 1 立方メートルにつき 月額 1,270 円

湖南水道	湖南市	使用料金	使用水量 1 立方メートルにつき 27円
	近江八幡市、東近江市（平成17年 2 月10日現在における愛東町および湖東町の区域を除く。）、日野町、竜王町	基本料金	基本水量 1 立方メートルにつき 月額 1,315 円
		使用料金	使用水量 1 立方メートルにつき 27円
	甲賀市	基本料金	基本水量 1 立方メートルにつき 月額 1,679 円
		使用料金	使用水量 1 立方メートルにつき 27円

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第50号

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立少年自然の家の設置および管理に関する条例（昭和51年滋賀県条例第21号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県条例第51号

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 号中「で個室に客の使用する自動車の車庫が個々に接続し、かつ、次のいずれかに該当する構造設備を有するものを設けて営む営業」を「（客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡しおよび客室のかぎの授受を行う施設を除く。次号において「2号施設」という。）で次のいずれかに該当するものを設けて営むもの」に改め、同号アおよびイを次のように改める。